

住民自治条例制定

市民ワークショップニュース



発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

創刊号
発行日 平成18年8月1日

条例制定のための市民ワークショップ が始まりました！



平成18年7月29日(土)午後1時30分から北本市文化センター第1・2会議室において、第1回住民自治条例制定市民ワークショップを開催いたしました。

第1回の市民ワークショップは、市長あいさつの後、立正大学法学部教授の山口道昭（やまぐちみちあき）さんから「市民協働のまちづくりと住民自治条例の制定」という演題でご講演をいただきました。

ワークショップへの事前参加申込者は76名、当日は市の職員を含めて60名の方にご参加いただきました。

参加者の皆さんからは、「住民自治条例の姿がおぼろげながら理解できた」、「住民一人ひとりがこの先、このまちをどうするのか考えていく必要があると思った」、「最近、市民の参画や協働という言葉をよく聞くが、実際に企画し、組織化するには時間と体力が必要だと思う。今後も参画してより良いまちづくりに協力したい」など前向きなご意見を多くいただきました。

第2回の市民ワークショップは8月19日(土)午後1時30分から同会場で、条例制定の先輩市である久喜市で条例制定の際に市民ワークショップの運営委員長を務められた鈴木弘道さんを講師にお招きし、市民の立場から条例制定の際の市民の取組みについてのお話をさせていただきます。第1回のワークショップにご参加いただけなかった方も問題なく受講できます。

今後も『北本市の憲法づくり』への作業に多くの市民の皆様のご参加をお待ちします。

住民自治条例（自治基本条例）とは？

住民自治条例とは、「市民の権利や責務、市の責務や議会の権能・責務、協働や参画の定義などまちづくりの基本理念を示すもので、まちの憲法とも呼ばれるものです。北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」の制定をはじめ、全国の市町村で制定に取り組む動きが広がってきています。

住民自治条例制定第1回市民ワークショップ（講演会）の概要

はじめに

- ・ 地方分権と自治基本条例 ・ 官官分権から住民自治へ ・ 自治体の基本法（憲法?）
- 1 自治基本条例とまちづくり基本条例
 - ・ 主権者としての住民が行政に義務を課す ・ 住民が主体的にまちづくりを行う
 - 2 市民と行政との協働によるまちづくり
 - ・ 「協働」「市民」の定義 ・ 議会の役割
 - 3 自治基本条例(案)の歴史・変遷
 - ・ アメリカの地方自治 ・ ニセコ町まちづくり基本条例
 - 4 自治基本条例の特徴
 - ・ 情報共有 ・ 市民参画・協働 ・ 条例の体系化
 - 5 自治基本条例の要件・効果
 - ・ 自治基本条例の要件と内容 ・ 自治基本条例と権利義務規定
 - 6 自治基本条例の制定・改正手続
 - 7 岸和田市自治基本条例(2005年8月1日施行)の特徴
 - ・ 最高規範性・他の条例への委任・常設型住民投票・法的整合性の追求・制定過程の「協働」

今後のワークショップの日程（案）

- 第2回ワークショップ（第2回講演会）
平成18年8月19日（土）午後1時30分から
文化センター第1・2会議室
テーマ：久喜市自治基本条例制定のための市民の取り組み
講師：元久喜市自治基本条例制定市民ワークショップ
運営委員長 鈴木弘道さん
- 第3回ワークショップ（予定）文化センター第3会議室
平成18年9月9日（土）午後1時30分から
- 第4回ワークショップ（予定）文化センター第3会議室
平成18年9月30日（土）午後1時30分から
- 第5回ワークショップ（予定）文化センター第2研修室
平成18年10月14日（土）午後1時30分から
- 第6回ワークショップ（予定）文化センター第3会議室
平成18年10月28日（土）午後1時30分から
- 第7回ワークショップ（予定）文化センター第3会議室
平成18年11月11日（土）午後1時30分から
- 第8回ワークショップ（予定）コミュニティセンター集會室
平成18年11月25日（土）午後1時30分から
- ・
・
・

市民ワークショップ メンバー募集中!!

北本市の憲法を考えるメンバーを募集中です。事務局ではより多くの市民の皆様の議論の中から北本市にふさわしい基本条例が生まれるものと確信しています。

少しでも気になってしまったあなた・・・ワークショップでお会いしましょう！



直接お越しいただいても結構です。受付でお名前をお知らせください。



北本市 秘書政策室